

(仮称)八尾子ども計画、子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

資料2【別添①】

八尾市第5次総合計画「八尾総合計画2020」～元気をつなぐまち、新しい河内の八尾～

【計画期間】平成23～32年度(前期＝平成23年～27年度、後期＝平成28年度～32年度)

目標の一つに「子どもや若い世代の未来が広がる八尾」を設定し、子ども施策を推進



(仮称)八尾子ども計画

【計画期間】前期＝平成27～31年度
後期＝平成32～36年度

- 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」
- 母子及び寡婦福祉法第12条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」

八尾市子ども・子育て支援事業計画

【計画期間】平成27～31年度

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」

連携

関連する分野別計画

八尾市地域福祉計画

八尾市教育振興計画

八尾市障害者基本計画

やお女と男のはつらつプラン
第2次

八尾市人権教育・啓発プラン

など